

飲酒運転の根絶 に向けた行動指針

平成24年4月

山口県教育委員会

緊急メッセージ

教職員の皆さんへ

飲酒運転の根絶に向けて

この度、平成23年度発生飲酒運転関係事案としては、6件目となる懲戒処分を行いました。

これまで飲酒運転の根絶に向けて、県・市町教育委員会及びすべての公立学校をあげて取組を重ねてきたにもかかわらず、再びこのような不祥事が発生したことは痛恨の極みであります。こうした行為が相次いで発生していることは、まさに非常事態というべき状況にあります。

言うまでもなく、飲酒運転は極めて悪質で危険な違法行為であり、決して許されるものではありませんし、ひとたび不祥事が発生すれば、山口県教育への信頼を著しく損なうだけでなく、教育活動に日々努力している大多数の教職員の士気等にも大きな影響を与えることとなります。

一日も早く、このような非常事態を解消し、県民の皆様の教育に対する期待と信頼に応えるためには、すべての教職員が一丸となって、「飲酒運転を絶対にしない。させない。許さない。」という強い決意のもと、飲酒運転の根絶に向け、行動していかねばなりません。

教職員の皆さん、公教育に携わる者として、今一度、その原点に立ち返り、高い倫理観を堅持し、飲酒運転の根絶に全力をあげて取り組むよう強くお願いをします。

平成24年4月16日

山口県教育委員会教育長
田 邊 恒 美

山口県都市教育長会会長
岩 城 精 二

山口県町教育長会会長
河 村 忠 昭

は じ め に

本県では、これまでも様々な機会を捉えて、飲酒運転根絶に向けた注意喚起を行うとともに、各学校における研修の充実を図ってきました。

しかし、飲酒運転という悪質で危険な違法行為は後を絶たず、平成23年度には6件の事案が発生するという最悪の状況となりました。

飲酒運転を行った者の誰もが、飲酒運転の危険性や違法性は認識していたものの、防止のための具体的な行動に結びつけられなかったことを後悔しています。

飲酒運転を根絶するためには、教職員一人ひとりが、飲酒運転根絶に向けた行動を起こす必要があります。

このため、飲酒運転防止のために実践すべき具体的な行動に焦点を当てて、行動指針として取りまとめました。

教職員一人ひとりが、この行動指針を自らのよりどころとして、一つ一つ確実に行動に移してください。

平成24年4月

山口県教育委員会

この「行動指針」は、各学校や教職員の皆さんが実践している取組や新たなアイデアを逐次追加していくことで、内容の充実を図り、取組の実効性をより一層高めていく予定です。

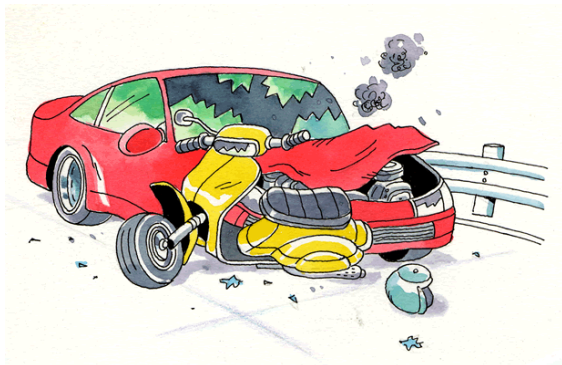
目 次

本県の公立学校教職員による飲酒運転の状況	1
行動指針	3
1 教職員一人ひとりの取組	3
(1) 日常の取組	
(2) 飲酒する際の取組	
(3) 飲酒翌朝等に運転する際の取組	
2 各学校での取組	5
(1) 日常的な注意喚起	
(2) 飲酒時の具体的取組	
(3) 校内研修の工夫・充実	
(4) その他の工夫	
3 教育委員会の取組	7
(1) 教職員一人ひとりの意識啓発に向けた取組の充実	
(2) 組織的な取組の強化	
参考資料	8
資料Ⅰ 「飲酒運転厳罰化の流れ」	
資料Ⅱ 「飲酒運転の根絶に向けてーアルコールの及ぼす影響を正しく理解するー」	
資料Ⅲ 「飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響」	
資料Ⅳ 「飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために」	
資料Ⅴ 「教職員の御家族の皆様へ」、「別紙 御家庭での取組の例」	

本県の公立学校教職員による飲酒運転の状況

平成18年5月の「懲戒処分の指針」策定以降、県内公立学校の教職員による飲酒運転事案は、下表のとおり14件発生しています（平成24年3月31日現在）。

年度	発生日月	当事者	事案の概要	処分
19	H20. 1	中学校 教諭	飲食店で飲酒后、ほどなく車を運転し、追突事故(物損)を起こし、酒気帯び運転で検挙された。	免職
20	H20.11	高等学校 主事	前夜、飲食店で飲酒し、9時間程度経過した翌日に車を運転し、警察車両に停車を求められ、酒気帯び運転で検挙された。	停職 3月
	H21. 2	高等学校 校務技士	自宅で飲酒后、ほどなく車を運転し、追突事故(物損)を起こし、酒気帯び運転で検挙された。	免職
21	H21.12	特別支援学校 主任主事	友人宅で飲酒后、ほどなく車を運転し、追突事故(人身)を起こし、被害者を救護せず現場を去ったため、翌朝、酒気帯び運転によるひき逃げで逮捕された。	免職
22	H22. 7	小学校 教諭(臨採)	友人宅で飲酒し、6時間程度経過後に車を運転中、警察の検問により酒気帯び運転で検挙された。また、そのことを3か月以上報告しなかった。	停職 5月
	H22.10	高等学校 教諭	自宅で飲酒后、ほどなく車を運転し、対向車線の車2台と接触事故(物損)を起こし、酒気帯び運転で逮捕された。	免職
	H22.10	小学校 校長	飲食店で飲酒后、ほどなく車を運転し、警察車両に停車を求められ、酒気帯び運転で検挙された。	免職
	H22.12	中学校 教諭	飲食店で飲酒し、4時間程度経過後に車を運転中、警察の検問において呼気検査を拒否して逮捕され、その後、酒気帯び運転と判定された。	免職
23	H23. 5	高等学校 教諭	飲食店で飲酒し、代行運転で実家に帰ったが、そのまま自ら車を運転して出かけ、信号柱への衝突事故を起こし、酒気帯び運転で検挙された。	免職
	H23. 7	中学校 教諭	前夜、自宅で飲酒し、8時間程度経過した翌朝に車を運転中、対向車と離合の際に接触事故(物損)を起こし、酒気帯び運転で逮捕された。	停職 5月
	H23. 7	中学校 教諭	前夜、自宅で飲酒し、7時間30分程度経過した翌朝に車を運転中、警察の検問により酒気帯び運転で検挙された。	停職 2月
	H24. 1	小学校 教諭	自宅で飲酒直後に車を運転し、指定場所一時不停止のため警察の事情聴取を受け、酒気帯び運転で検挙された。	停職 6月
	H24. 2	高等学校 教諭	前夜、自宅で飲酒し、8時間程度経過した翌朝に車を運転中、踏切不停止の疑いで警察の事情聴取を受け、酒気帯び運転で検挙された。	停職 2月
	H24. 3	小学校 教諭	実家で飲酒し、3時間弱程度経過後に車を運転中、走行不安定のため警察車両に停車を求められ、酒気帯び運転で検挙された。	免職



この14件の事案のうち、特徴的なケースをまとめると、次のようになります。

〈特徴1〉

- ・休みの日やその前日に発生（12件）
- ・自宅や実家での飲酒時に発生（9件）
…家族が留守で、一人で飲酒していた場合が多い。

〈特徴2〉

- ・飲酒直後に発生（7件）

〈特徴3〉

- ・睡眠後の翌朝運転で、酒気帯び状態の自覚がない（5件）



●気のゆるみや飲酒習慣に注意！

- ・休みの日やその前日であっても、深夜に及ぶ飲酒や多量の飲酒は控えましょう。
- ・家族や友人等に飲酒運転根絶の決意を表明し、周囲の協力を依頼しましょう。
- ・特に一人だけの飲酒の際は、周囲の協力が得られないことから、強く自らを律して飲酒運転に及ぶことがないよう気をつけましょう。

●飲酒後の自分を過信しない！

- ・いくら酒に強くても、飲酒初期から判断力が鈍ることを理解しておきましょう。
- ・酒宴会場には車で行かない、車の鍵を信頼できる人に預けるなど、飲酒する前に飲酒運転ができない状況を作っておきましょう。

（代行運転で帰宅した後に飲酒運転に及んだ事案もあります。）

●本当にその認識で大丈夫？

- ・酒の強い弱いに関わりなく、体内のアルコールを分解するには、飲酒量や体質、体調等に応じて、一定の時間がかかることを理解しておきましょう。
- ・呼気中のアルコール濃度が0.15mg/L未満だったら運転しても大丈夫だと思いませんか？「もう大丈夫だろう」「これくらいなら」ではなく、「アルコールゼロ」の確信がもてない時には絶対に運転しないようにしましょう。

行 動 指 針

1 教職員一人ひとりの取組

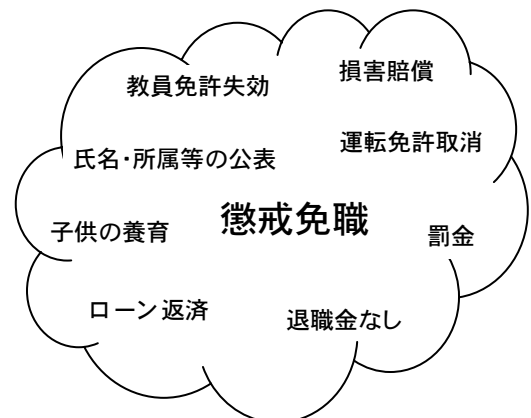
飲酒運転について研修等でいくら知識を得ても、それを実際の行動に生かさなかったり、自分に都合の良いように甘く解釈していたりすると、結果として飲酒運転に及んでしまうことになりかねません。

(1) 日常の取組

- 勤務時間外であっても、公務員としての自覚をもって行動する。
- アルコールの及ぼす影響について正しい知識をもち、それを実際の行動に生かす。
- 深夜に及ぶ飲酒や多量の飲酒を避け、健康的で節度ある飲酒習慣を身に付ける。
- 飲酒すると自分がどうなるか自覚する。
- 飲酒運転を未然に防止するために、自身の飲酒習慣の改善点や留意点について家族と話し合う。
- 校内研修に主体性を持って取り組むとともに、管理職等からの注意喚起を自分のこととして受け止め、実行する。
- 自分だけでなく、家族や同僚などにも絶対に飲酒運転をさせない。

(2) 飲酒する際の取組

- 可能な限り、酒宴会場には車で行かない。
- 一口でも飲酒したら絶対に車を運転しない。
- 酒宴時の帰宅の方法や予定時刻を家族と打ち合わせるなど、家庭での協力体制を作る。



(3) 飲酒翌朝等に運転する際の取組

- 自身の飲酒量・飲酒時間に応じて、確実にアルコールが分解される時間が経過するまで運転はしない。

「1単位当たり3～4時間」(資料Ⅳ参照)は最低基準であると考えること。

- 感覚だけで判断せず、アルコール検知器を利用するなど、客観的に判断する(アルコール検知器の定期的な動作確認が必要)。



【飲酒運転防止のためのチェックリスト】

(右端の空欄は、チェック欄として○や段階評価などの記入に利用してください。)

教職員用

○飲酒（運転）に関する知識は十分にもっている。	
・酒に強い人でも、飲酒初期から判断力が鈍ることを理解している。	
・道路交通法では、呼気中のアルコール濃度が 0.15mg/L 以上で酒気帯び運転となることを理解している。	
・自転車も飲酒運転となり、責任を問われることを理解している。	
・飲酒運転のほう助も、飲酒運転と同等の罪に問われることを理解している。	
・飲酒運転をした者は、免職又は停職となることを理解している。	
○飲酒運転をしない（させない）ために、十分気を付けている。	
・一口でも飲酒したら絶対に車を運転しない。	
・翌日の運転時間や体調に合わせて、飲酒の時間や量を自己管理している。	
・車で帰宅しないことを確認するまでは酒を勧めない。	
・飲酒後、同僚や知人が車で帰るかもしれないと思ったら、絶対に引き止める。	
○自分の飲酒習慣について、十分気をつけている。	
・休肝日をもうけるなど、健康的な飲酒を心掛けている。	
・休みの日やその前日でも適量飲酒を心掛けている。	
・人から酒を勧められても、時間や酒量に応じて断ることができる。	
・アルコール依存の傾向はない。	
○良好な人間関係作りに努めている。	
・日頃から協働して職務に当たるよう心掛けている。	
・気になる同僚には声をかけ、相談にのっている。	

管理職用

○所属職員の意識啓発に常日頃から取り組んでいる。	
・アルコールの及ぼす影響を正しく理解し、教職員への周知に努めている。	
・飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響を正しく理解し、教職員への周知に努めている。	
・研修等では、教職員同士が話し合う場面を設けるなど、積極的な参加を促している。	
・研修の機会だけでなく、飲酒運転に関する新聞記事を供覧したり、休前日に飲酒運転根絶を呼びかけたりするなど、こまめに情報提供や注意喚起を行っている。	
・交通事故や交通違反があった場合の報告義務について、所属職員に徹底している。	
○職場の酒宴の際には、飲酒運転防止の具体的な対策を指示している。	
・交通手段の確認やハンドルキーパーの確保などの事前準備を指示・確認している。	
・事前に、酒宴当日や翌日の出勤方法を確認し、適切に指導している。	
・酒宴の前後で、十分な注意喚起を行っている。	
・酒宴終了後、帰宅方法の最終確認を行っている。	
○風通しのよい職場づくりに努めている。	
・協力・協働の体制づくりと、職員同士が気軽に相談しあえる雰囲気づくりを推進している。	
・所属職員とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係づくりに努めている。	

2 各学校での取組

飲酒運転を根絶するためには、管理職がリーダーシップを発揮して、職場全体で「飲酒運転を絶対にしない。させない。許さない。」という気運を高め、教職員全員で小さな取組を一つ一つ着実に実践していくことが重要です。

(1) 日常的な注意喚起

- 飲酒運転による人身事故や懲戒処分等の新聞記事を職場内で供覧して、事故の悲惨さを実感し、飲酒運転を許さないという意識を高める。
- 週末や学期末、行事終了日など、折に触れて飲酒運転根絶について確認しあう。
- 飲酒習慣のある者に対しては、日常的にアルコール検知器で確認するよう促す。

(2) 飲酒時の具体的取組

ア 酒宴前

- 職場で酒宴を企画する際は、酒宴当日や翌日の業務等を考慮して無理のない計画にする。
- 酒宴当日の出勤方法、会場への参集・帰宅方法、翌日の運転予定等を事前に確認する。
- 帰宅の方法や予定時刻を家族と打ち合わせておくよう呼びかける。
- 分掌や学年単位等での酒宴についても、事前に管理職に報告する。

イ 酒宴中

- 酒宴のあいさつ等において、飲酒運転防止を呼びかける。
- ステッカー等で飲酒できない教職員を明確にする。
- 飲酒可能な教職員についても、飲酒量が度を超さないよう注意し合う。



ウ 酒宴後

- 酒宴終了後は、改めて複数名で帰宅方法を確認しあう。
- 代行運転利用者については、車に乗るまで確認する。
- 飲酒翌日のアルコール検知器による確認を呼びかける。

※ 職場以外の酒宴や自宅での飲酒においても、上のア～ウの取組に準じて、飲酒運転根絶のための取組を徹底すること。

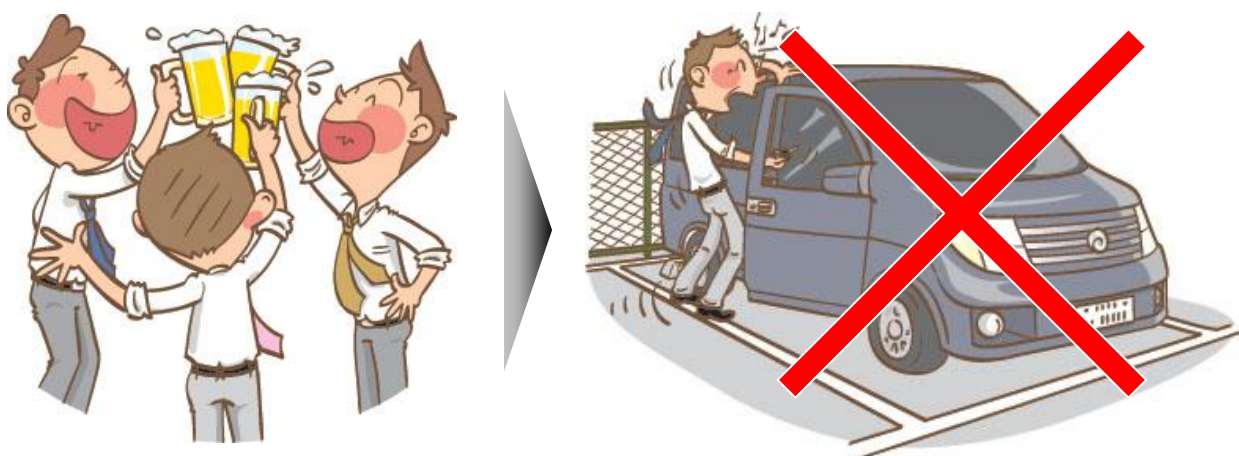
(3) 校内研修の工夫・充実

- 「校内綱紀保持委員会」の委員にPTA役員等を委嘱し、校内研修の企画立案に参画していただく。
- 警察や医師、飲酒運転被害者等を講師に招くなど、具体的で現実味のある研修を行う。
- 学校関係者に学校の研修等の取組を報告し、意見を伺い、その後の校内研修に反映させる。
- 教職員同士が協議したり、事例検討したりする場をもうけ、教職員一人ひとりが自分のこととして研修に取り組むことができるよう工夫する。

(4) その他の工夫

- 校内研修で飲酒運転根絶のスローガンを作成し、職員休養室等に掲示する。
- 飲酒運転根絶のステッカーを作成し、各自の自家用車の運転席から見える安全な場所に貼り付ける。
- 分掌や学年単位で飲酒運転防止の責任者を決めて意識を高めよう。
- 親睦会費でアルコール検知器を購入する。
- 山口県警の「無事故・無違反コンテスト150」に参加する。

「無事故・無違反コンテスト150」
県内に居住または勤務する者がチームを組み、全員が150日間無事故・無違反を目指す。
達成チームには、抽選で商品券等の副賞あり。
オフィス・コース、ファミリー・コース、シルバー・コースの3コースがある。



3 教育委員会の取組

県、市町教育委員会が一体となって、飲酒運転の根絶に取り組みます。

(1) 教職員一人ひとりの意識啓発に向けた取組の充実

- 逐次、適切な情報の提供に努め、各学校における時宜に応じた研修や注意喚起を徹底する。
- 研修資料を開発、提供し、研修内容の充実を目指す。
- 初任者研修や十年経験者研修などの研修において、綱紀保持や公務員倫理に係る講座を実施し、意識の啓発を図る。
- 飲酒運転根絶の決意を表す「誓約書」を全教職員に提出させる。
- 「教職員の御家族の皆様へ」「御家庭での取組の例」に研修資料等を添えて家族に届け、家庭の協力を依頼する。

(2) 組織的な取組の強化

- 県教育委員会とすべての市町教育委員会に「綱紀保持対策チーム」を設置し、各学校の取組状況の確認、検証、指導を行う。
- 管理職対象の各種会議や研修等機会あるごとに、綱紀保持に関する指導の徹底に努める。
- 警察等の外部機関との連携を深め、各学校が研修講師を招へいできる環境を整える。

<p>誓 約 書</p> <p>私は、ここに、飲酒運転の絶滅のため、次のとおり誓約いたします。</p> <p>一 飲酒運転を行わないこと。</p> <p>一 同僚、友人等自分以外の者についても、飲酒運転となる可能性がある場合には、これをさせないこと。</p> <p>一 万が一飲酒運転を行った場合または自分以外の者が運転すると知りながら飲酒を勧めたり、飲酒運転と知りながら同乗したりした場合には、いかなる処分も受けること。</p> <p>平成 年 (年) 月 日</p> <p>〇〇〇教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 印</p>

参 考 資 料

次ページ以降に、飲酒運転に係る資料を掲載しています。
折に触れて読み返し、常に新たな気持ちで飲酒運転の根絶に取り組みましょう。

資料Ⅰ 「飲酒運転厳罰化の流れ」

(以下は、これまで県教委が提供した飲酒運転根絶のための資料です。)

資料Ⅱ 「飲酒運転の根絶に向けて—アルコールの及ぼす影響を正しく理解する—」(平 23. 4)

資料Ⅲ 「飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響」(平 24. 3)

資料Ⅳ 「飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために」(平 24. 3)

資料Ⅴ 「教職員の御家族の皆様へ」 「別紙 御家庭での取組の例」(平 24. 3)

※「不祥事の根絶のために 基礎知識編・事例編」(平 23.4～) も参考にしてください。

平成17年9月に改正された道路交通法の罰則強化の経緯を説明し、罰則表を掲載している。

罰則	改正前	改正後
罰金	10万円	20万円
免許の停止	1ヶ月	3ヶ月
追徴金	なし	10万円

資料Ⅰ

飲酒運転の根絶に向けて—アルコールの及ぼす影響を正しく理解する—

1. 脳への影響

- アルコールは中枢神経系に作用し、判断力や集中力を低下させる。
- 視覚や聴覚の感度を鈍くさせる。
- 反応時間が遅くなる。

2. 脳からの信号

- アルコールは神経伝達物質に影響を与え、情報の伝達を妨げる。
- 脳細胞の機能を低下させる。

資料Ⅱ

飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響

飲酒運転による社会的・経済的・法的な長期的な影響を詳しく説明している。

- 社会的信用の喪失
- 経済的負担の増加
- 法的リスクの増大

資料Ⅲ

飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために

翌朝の飲酒運転を防止するための具体的な対策と意識改革を提言している。

- 十分な睡眠をとる
- 水分をこまめに摂る
- 飲酒量を厳格に制限する

資料Ⅳ

教職員の御家族の皆様へ

教職員の御家族の皆様へ向けてのメッセージと家庭での取組の例を掲載している。

家庭での取組の例

- 飲酒運転の危険性を話し合う
- 飲酒運転を許さない姿勢を伝える

資料Ⅴ

飲酒運転厳罰化の流れ

平成18年8月に発生した福岡市職員の飲酒運転による死亡事故を契機に、飲酒運転に対する社会的批判が一気に高まりました。

また、飲酒運転による危険運転致死傷罪を逃れようとする隠蔽工作やひき逃げも問題となり、平成19年9月の道路交通法改正により、飲酒運転の刑事処分の厳罰化とともに、飲酒検知拒否や救護義務違反（ひき逃げ）に対する罰則も強化されました。さらに、平成21年6月からは、飲酒運転の行政処分が厳罰化されました。



H18.8.25
福岡市職員による
飲酒運転死亡事故

道 路 交 通 法	刑 事 処 分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> H14.6.1 改正 ・酒酔い運転→最高、懲役3年、罰金50万円 ・酒気帯び運転→最高、懲役1年、罰金30万円 ・救護義務違反→最高、懲役5年、罰金50万円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> H16.11.1 改正 ・飲酒検知拒否→最高、罰金30万円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> H19.9.19 改正 ・酒酔い運転→最高、懲役5年、罰金100万円 ・酒気帯び運転→最高、懲役3年、罰金50万円 ・救護義務違反→最高、懲役10年、罰金100万円 ・飲酒検知拒否→最高、懲役3月、罰金50万円 ・新車両提供等→最高、懲役5年、罰金100万円 </div>
	行 政 処 分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> H14.6.1 改正 ・新酒気帯び運転(0.15mg/L以上)→違反点数6点 ・酒気帯び運転(0.25mg/L以上)→違反点数13点 ・酒酔い運転→違反点数25点 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> H21.6.1 改正 ・酒気帯び運転(0.15mg/L以上)→違反点数13点 ・酒気帯び運転(0.25mg/L以上)→違反点数25点 ・酒酔い運転→違反点数35点 </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">(*過去3年間前歴がない場合、累積違反点数が12~14点は免許停止90日、15点以上は免許取消)</p>
県 の 教 取 委 組	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;"> H18.5 「懲戒処分の指針」策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;"> H18.9 「懲戒処分の指針」改正 (飲酒運転厳罰化) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;"> H23.4 「不祥事の根絶のために」作成 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;"> H24.4 「飲酒運転の根絶に向けた行動指針」作成 </div> </div>	

《福岡市職員による飲酒運転死亡事故の概要》

平成18年8月25日、福岡市職員の男性Aはビール数本に焼酎数杯を飲んだ後、自ら乗用車を運転し、同日22時50分ごろ、海の中道大橋にさしかかったところで、夫婦と3人の子どもの一家5人が乗る乗用車に追突した。被害車両は橋の欄干を突き破って転落し、3人の子供（当時1歳、3歳、4歳）が水死。夫婦も怪我を負った。追突後、Aは何ら救助活動をすることもなく、逃走を図ったあげく、水を大量に飲んだり、友人に身代わりを頼んだりするなどの隠ぺい工作を試みた。

Aは危険運転致死傷罪と救護義務違反で起訴され、福岡市はAを懲戒免職処分とした。

裁判は最高裁までもつれこんだが、平成23年10月31日、最高裁は上告を棄却し、懲役20年の実刑が確定した。

飲酒運転の根絶に向けて

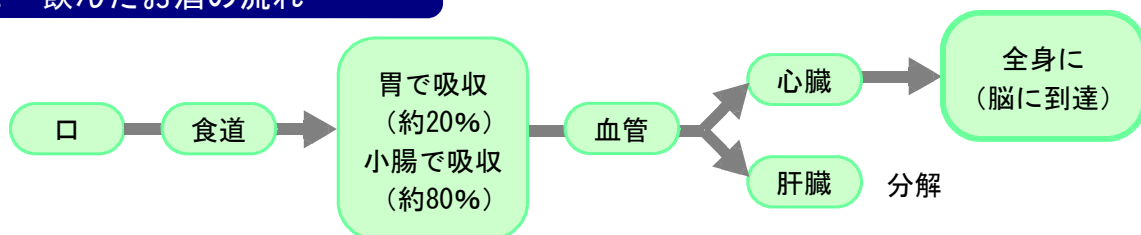
— アルコールの及ぼす影響を正しく理解する —

1 誤った認識



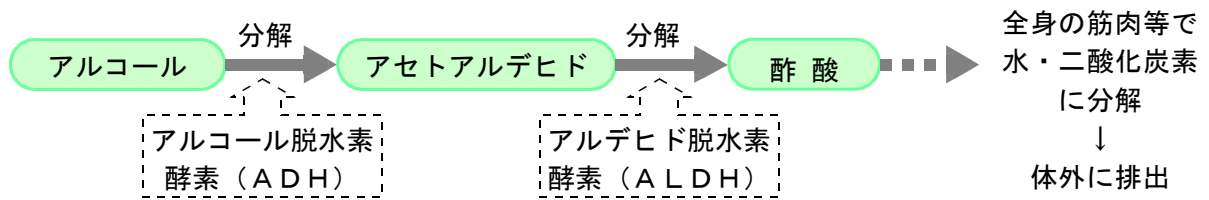
- ◆ これまでの酒気帯び運転事案においても、「つい運転してしまった」という原因の一つに、自分ではアルコールは残っていないと思い込んでいたということがあります。
 - ◇ 自分では正常のつもりでも、アルコールの影響は及んでおり、運動能力は確実に低下しています。
 - ◇ 「飲酒運転は絶対にいけない」という自覚があっても、アルコールの影響によって判断力は確実に低下しており、安易な判断をしてしまいがちです。
- ◆ したがって、飲酒する前に、飲酒運転を絶対にしないための積極的な予防対策を講じることが、何よりも重要です。

2 飲んだお酒の流れ



- ◆ アルコールが脳に到達すると、脳の神経細胞に作用し、人間の認知、判断等の働きを麻痺させます。
- ◆ アルコールが脳に到達するまでに、空腹状態で約30分、食事をしながらで約1時間かかります。
- ◆ したがって、お酒を飲んだ直後は酔った兆候がでません。酔っていないと感じても、脳の麻痺は少しずつ確実に進んでいきます。
- ◆ なお、アルコールの血中濃度は、一般に飲酒後1～2時間程度で最も高くなります。

3 アルコールの分解



- ◆ 摂取されたアルコールのうち、呼気、尿、汗として排泄されるのは2～10%程度であり、ジョギングや入浴、サウナ等で汗をかいても、ほとんど変化はありません。

4 酔った状態とは

- ◆ 「酔った状態」とは、アルコールが脳に到達して脳の神経細胞に作用し、人間の認知、判断等の働きが麻痺した状態のことをいいます。
- ◆ 人間は、飲酒後に赤面、吐き気、頭痛、脈拍数の上昇などの症状があらわれることで酔っていることを自覚しますが、これはアセトアルデヒドの作用によるものです。
- ◆ お酒に強い人は、アセトアルデヒドの分解能力が高く、症状があらわれにくいいため、酔っている感覚を低く評価してしまう傾向があります。
- ◆ また、飲酒を続けるうちに、アルコールの作用に慣れ(急性耐性)が出てきて、酔っているとの自覚症状は薄れていく傾向があります。
- ◆ お酒に強い、弱いに関係なく、同程度の体格で同量の飲酒であれば、体内のアルコール濃度は同じであり、動作や判断に及ぼす影響は同程度にあらわれます。

5 アルコールの分解に要する時間

- ◆ さまざまな資料に、体内でアルコールの分解に要する時間の目安(体重60kgの人がビール中瓶1本(500mL)を飲んだ場合、約3～4時間)が示されていますが、この時間は、一概には言えません。
- ◆ アルコール脱水素酵素の働きには、体質的に個人差があります。また、体格や年齢、性別、その日の体調などによってもアルコールの分解に要する時間は異なります。
- ◆ また、酔っている間は判断力が鈍っており、飲酒量を正確に覚えていないことも多いということを認識しておく必要があります。
- ◆ したがって、「一眠りしたから大丈夫」は禁物です。アルコールは自分で思っているより長く体内に留まって身体に影響を及ぼします。

6 飲酒によるアルコールの及ぼす影響

- ◆ 中枢神経が麻痺し、運動機能が低下する。
 - ハンドル、ブレーキ操作等の反応が遅れる。
- ◆ 理性、自制心が低下し、抑制がゆるむ。
 - 気分が高揚し、まだ酔っていないから大丈夫と覚えることが多い。
 - 運転が乱暴になり、スピードを出しがち。
- ◆ 視力（特に動体視力）が低下し、視野が狭くなる。
 - 認知能力、状況判断力が低下し、反応が遅れる。
- ◆ 集中力が低下する。
- ◆ 身体の平衡感覚が鈍る。

※ 道路交通法による酒気帯び運転の判定基準である、呼気1リットル中のアルコール濃度0.15mg（血液1mL中のアルコール濃度0.3mgに相当）に満たない状態でも、多くの場合、反応が遅れたり、視野が狭くなって目の動きだけ見てしまい、周りの様子を見ていないなど、運転者への影響がでます。

※ アルコールの影響は、車の運転に限ったものではありません。暴言・暴力やセクシュアル・ハラスメント、転倒事故等、飲酒した際の行動全般に注意が必要です。

7 飲酒運転の防止に向けて

- ◆ 飲酒を伴う会合等の会場が 公共交通機関では行きづらい場所にある場合がありますが、飲酒をしてしまいそうなときは、車で乗り付けないようにすることが何よりも大切です。
 - やむを得ず、飲酒する場所に車で行く場合は、事前に代行運転の手配をしておいたり、車の鍵を幹事等に預けるなど、飲酒運転を未然に防止するための手立てを確実に行いましょう。
- ◆ 飲酒した翌朝に車を運転する場合は、前日に深酒しないようにするなど、飲酒する前から、自己管理をすることが必要です。
 - 翌朝であっても、少しでも不安がある場合は、絶対に運転をしてはいけません。
 - ※ 市販のアルコール検知器は、警察による呼気検査の結果を保証するものではなく、あくまでも目安として活用するものです。
- ◆ 職場等で飲酒を伴う会合等を行う場合には、事前に集合や帰宅の方法等を個別に確認して対応を決めたり、散会の際にも再度呼びかけを行うなど、組織としての取組を徹底し、職場として、決して飲酒運転をしないという意識付けと具体的な行動を徹底しましょう。

<参考資料>

◎警察庁「飲酒運転の根絶に向けて」<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/insyuunten/pdf/leaflet.pdf>

◎社団法人アルコール健康医学協会「飲酒の基礎知識」 <http://www.arukenkyo.or.jp/index.html>

◎社団法人日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/0003.html>

飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響

飲酒運転事案を起こした教職員は、飲酒運転の危険性や違法性は十分認識していたにもかかわらず、飲酒後は「安全運転をすれば大丈夫」「少ししか飲んでいないから大丈夫」「もう酔いは醒めただろう」などと安易で身勝手な判断をしています。

アルコールが心身に及ぼす影響や、アルコールの分解に要する時間等について正しく理解することとあわせて、**安易な判断が自分や家族の将来に基大な影響を及ぼす結果となる**ということについて、改めて認識を深めることにより、安易な判断に陥らない確固たる抑止力としてください。

■ 公務員、公立学校教員としての責任

(1) 懲戒処分

- 全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行を行った教職員に対しては、任命権者として、公務における規律と秩序を維持することを目的として、**懲戒処分**を行います。

【懲戒処分の指針（山口県教育委員会）】

- 飲酒運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた教職員は、「免職」とする。
- 飲酒運転で交通事故（物損）を起こした教職員は、「免職」とする。
- 飲酒運転で交通事故（自損）を起こした教職員は、「免職」又は「停職」とする。
- 飲酒運転をした教職員は、「免職」又は「停職」とする。
- 相手が車を運転すると知りながら飲酒を勧めたり、飲酒運転と知りながら同乗した職員は、「免職」又は「停職」とする。

(2) 教員免許状の失効

- 禁錮以上の刑を受けた場合や懲戒免職処分を受けた場合は、**教員免許状が失効**し、免許管理者に**返納**しなければなりません。

(3) 給与上の不利益 等

- **懲戒免職処分を受けた場合には、原則として退職手当の全額が支給されません。**
- 懲戒処分等を受けた教職員は、勤務評定において勤務成績が良好でないと判定されることにより、**勤勉手当が減額**されたり、**昇給が延伸**されたりします。
(昇給が延伸されると、結果的に、退職までの給料総額に影響が及びます。)

【定年退職までの損失額（平成22年4月現在での概算）】

例		処分内容	損失額（概算）
例 1 ◇ 小学校教諭 ◇ 43歳 ◇ 給料月額 381,900円	平成22年6月に 懲戒処分	免職	1億4500万円
		停職（6月）	405万円
例 2 ◇ 高等学校教諭 ◇ 33歳 ◇ 給料月額 304,500円	平成22年6月に 懲戒処分	免職	2億740万円
		停職（6月）	490万円

※ 処分等を受けずに、教諭として定年（60歳）まで勤務した場合との比較

※ 免職の場合の損失額のみ、退職手当概算額を含む。

- 懲戒免職処分を受けると公立学校共済組合員の資格を喪失することに伴い、公立学校共済組合や教職員互助会から資金を借りていた場合、**貸付金の一括返済**を求められます。
(退職手当の不支給により、退職手当による一括償還ができないため、直接請求されます。)

■ 刑事上の責任 (H24. 3現在)

- 飲酒運転等の悪質な運転による死傷事故の増加に伴い、刑法や道路交通法の改正がなされ、当事者のみならず、同乗者や酒類の提供者等も含めて**刑事処分が厳罰化**されています。

(1) 刑法

■ 危険運転致死傷罪

運転状況	事故の結果	罰 則
アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で自動車を走行	負傷事故	15年以下の懲役
	死亡事故	1年以上20年以下の懲役

■ 自動車運転過失致死傷罪

運転状況	事故の結果	罰 則
自動車の運転上必要な注意を怠ったことによる交通事故	死亡事故及び負傷事故	7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

(2) 道路交通法

■ 運転者本人

運転者の状況	罰 則
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

■ 救護義務違反

救護義務違反（ひき逃げ）	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
--------------	----------------------

■ 飲酒検知拒否

警察官からの呼気検査要求を拒み、又は妨げた者	3か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
------------------------	---------------------

■ 周辺者

罰則対象者	運転者の状況	罰 則
酒気帯び状態者に車両を提供した者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両等を運転する可能性がある者に対し酒類を提供した者又は飲酒を勧めた者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び状態者の運転する車両に同乗した者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

■ 道路交通法上の行政処分 (H24. 3現在)

- 道路交通法の改正がなされ、より少量のアルコールでも違反行為となるよう**酒気帯び運転の基準値が引き下げ**られるなど、**行政処分が厳罰化**されています。

区分	判断の基準	違反点数	処分内容
酒酔い運転	アルコールの影響で正常な運転ができないおそれ	35点	免許取消 (欠格期間3年)
酒気帯び運転	呼気中にアルコール0.25mg/L以上	25点	免許取消 (欠格期間2年)
	呼気中にアルコール0.15mg/L以上0.25mg/L未満	13点	免許停止90日

※ 酒気帯び状態で速度超過や一時不停止等の違反があれば、違反点数が加算される。

※ 処分内容欄の取消・停止期間は、前歴なしの場合

■ 民事上の責任

- 被害者がいる場合、加害者は**被害者に与えた損害を賠償する責任**が発生します。
物損事故の場合は、壊れた自動車等の財物を修復するための費用を負担することになります。
人身事故の場合は、治療費、入院費、休業補償、後遺障害の逸失利益に対する補償、慰謝料等の支払い義務が科されます。
- 被害者への補償については、自賠責保険や任意自動車保険から保険金が支払われますが、任意保険で契約している保険金額を上回ることも少なくありません。その場合は、**加害者自身が補償費用を工面して負担**しなければなりません。

■ 自動車保険、生命保険等の取扱い

(1) 損害保険の取扱い (詳細は、各保険契約の約款による。)

- 飲酒運転による事故の場合、自動車保険のうち、**飲酒運転した本人の死亡、負傷、後遺障害や本人の車両は補償の対象外**となり、保険金が受け取れません。
(被害者に対する補償のみ対象となります。)

(2) 生命保険・医療保険 (詳細は、各保険契約の約款による。)

- 生命保険や医療保険においては、飲酒運転等の場合には、**本人の入院給付金や手術給付金等は受け取れません**。なお、死亡保険金は受け取れますが、「災害死亡扱い」にはなりません。

■ その他、社会的影響

- 懲戒免職処分を受けた場合等には、**被処分者の氏名が公表**されます。テレビや新聞等の報道機関は、**被処分者の氏名を含めて不祥事の内容等について報道**することになります。

(1) 県教委による公表

- 「懲戒処分の公表基準」(平成15年山口県教育委員会策定)に基づき、懲戒処分を行った場合、**下記の事項を公表**します。

(1) 処分時期	(2) 所属名、職名、年齢	(3) 処分内容	(4) 処分理由
----------	---------------	----------	----------

- **懲戒免職の場合**は、上記に加え、**被処分者の氏名を公表**します。

(2) 警察による公表

- **警察に逮捕された場合**は、原則として、**警察から氏名等が公表**されます。

■ おわりに

- 教職員の綱紀保持は、公教育に対する信頼を確保する上で、その根幹となる部分であることはもちろんですが、**教職員本人やその家族の生活を守る上でも極めて重要な要素**であることを、改めて自覚することが重要です。
- 最後に、飲酒運転により、とりかえしがつかない事故を起こした加害者や、その被害者遺族による手記が掲載されたホームページを紹介します。
自分自身を加害者や被害者遺族の立場に置き換えて、**「もし自分が飲酒運転で人身事故を起こしたらどうなるか」**と考えてみれば、**飲酒運転事故の悲惨さや責任の重大さ**を、より現実味をもって実感でき、飲酒運転の根絶に向けた決意はより一層強固なものとなるはずです。

※ 財団法人東京交通安全協会「贖い(あがない)の日々」

http://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi_aganai/list.html

※ 特定非営利活動法人ASK「飲酒運転により家族を奪われた遺族の手記」、「飲酒運転で実刑判決を受けたKさんの手記」

<http://www.ask.or.jp/dontdrivedrunk.html>

【参考資料】

◎ 県教委資料「不祥事の根絶のために(基礎知識編)」(平成23年4月)

◎ 社団法人日本損害保険協会「飲酒運転防止マニュアル」

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/0003.html>

飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために

飲酒直後や車中での仮眠後の飲酒運転は言語道断ですが、飲酒後、一定の睡眠時間を取り、すっきり目覚めたつもり翌朝であっても、飲酒運転で検挙された事案が多く見られます。
アルコールは自分で思っているより長時間、体内に残るということをしっかり認識しましょう。

■ お酒の1単位とは（飲酒によるアルコール摂取量）

- アルコール摂取量の基準とされる**1単位**とは、純アルコールに換算して**約20g**です。

1 単 位	ビール（アルコール分 5%として）	中ビン1本	（500mL）
	日本酒（アルコール分15%として）	1合	（180mL）
	焼酎（アルコール分25%として）	0.6合	（約100mL）
	ウイスキー（アルコール分43%として）	ダブル1杯	（約60mL）
	ワイン（アルコール分14%として）	ボトル1/4本	（約180mL）
	チューハイ（アルコール分7%として）	1缶	（350mL）

【参考：一般的なアルコール量の計算式】

◆お酒の量(mL) × [アルコール度数(%) ÷ 100] × 0.8 (アルコールの比重)

■ 酔いがさめるまでにかかる時間

- アルコールの分解速度は、分解にかかわる酵素の遺伝タイプ等により**個人差が大きい**ですが、**分解酵素が正常に働く場合、一般的には1時間で体重1kgにつき0.1g程度**とされています。

1時間に分解できるアルコール量(g) = [体重(kg) × 0.1] の数値をグラムで読み替え

(例) 体重60kgの男性が30分程度でお酒を飲んだ場合

アルコールが体内から消失するまでに、1単位(ビール中ビン1本)で約3~4時間かかる計算になります。2単位なら約6~7時間、3単位なら約9~10時間かかる計算です。

(具体例) 体重60kgの男性が宴会で飲酒

ビールをジョッキで3杯(1500mL)と焼酎を湯割り(5:5)で2杯(約200mL)飲んだ場合、合計で5単位の飲酒となり、飲酒終了時点で、すでに1単位分のアルコールを分解していたとしても、残り4単位分のアルコールが体内から消失するまでに約13時間以上かかる計算になります。

つまり、深夜まで飲酒した場合は、ぐっすり寝ても、快調に目覚めて二日酔いの感覚がなくても、午前中はアルコールが残っているということです。

※(過去事例) 焼酎水割り3杯を1時間弱で飲み、約7時間30分経過後に酒気帯び運転で検挙

注意 上記の分解速度は、あくまでも目安です。日本人の約半数は、アルコール分解にかかわる分解酵素の能力が「低い」又は「働かない」遺伝タイプですので、アルコールの分解に要する時間は、もっと長くなります。一人ひとりの分解酵素の能力のほか、年齢、性別、当日の体調などによっても個人差が大きいため、注意が必要です。

■ 飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために

- 飲酒量に応じて必要となるアルコールの分解時間をよく考え、**飲酒した翌朝に車を運転する場合は、前夜に深酒しないようにするなど、飲酒する前から自己管理を徹底することが必要**です。
翌朝でも、少しでも不安がある場合は絶対に運転をしてはいけません。

※ 市販のアルコール検知器を活用して、日常的に自分の状態を確認するようにしましょう。

注意 ただし、市販のアルコール検知器は、**警察の呼気検査の結果を保証するものではありません**。
他県では、自宅のアルコール検知器では数値ゼロだったため車を運転し、酒気帯び運転で検挙された例もあります。**検知器のセンサーが正常に機能しているか、定期的に確認することも必要**です。**あくまでも自分の体調管理の目安**として考えましょう。

【参考資料】

- ◎ 県教委資料「飲酒運転の根絶に向けてーアルコールの及ぼす影響を正しく理解するー」(平成23年4月)
- ◎ 厚生労働省「e-ヘルスネット」 <http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/index.html>
- ◎ 社団法人アルコール健康医学協会「飲酒の基礎知識」 <http://www.arukenkyo.or.jp/index.html>

教職員の御家族の皆様へ

御家族の皆様方におかれましては、日頃から御家庭におきまして教職員を支えていただき、誠にありがとうございます。

さて、すでに報道等でご存じのとおり、本年1月と2月に本県教職員による飲酒運転事案が相次いで発生し、このたび懲戒処分を行ったところです。

県教育委員会では、これまでも飲酒運転の根絶に向けて、教職員への指導の徹底を図ってきたところですが、今なお飲酒運転事案が後を絶たず、まさに非常事態といえる状況となっております。

飲酒運転は、人命にかかわる重大事故にもつながりかねない極めて危険で悪質な違法行為です。そのため、非常に厳しい法律上の処罰を受けることとなる上、県教育委員会におきましても、厳しく対処する方針で臨んでおり、「懲戒処分の指針」に基づき、「免職」又は「停職」とすることとしております。

このように、飲酒運転をした場合は、本人のみならずその御家族にとりましても、その後の人生に甚大な影響や結果を及ぼすこととなります。その上、人身事故を起こした場合には、償いきれない重大な加害者責任を負うことにもなります。

一日も早く、飲酒運転を根絶し、県民の皆様からの信頼を回復していくことが喫緊の課題です。そのためには、教職員一人ひとりが改めて法令遵守の徹底を自覚し、高い倫理観のもとで、教職員一丸となって強い決意をもって取り組まなければなりません。

そしてその際には、学校における取組とともに、飲酒習慣の改善や飲酒に伴う生活管理など、御家族の皆様にも御理解と御協力をいただくことが是非とも必要だと考えております。

つきましては、飲酒運転の根絶に向けての啓発資料を添付いたしますので、御一読いただき、飲酒運転が及ぼす重大な影響を再認識していただくとともに、教職員本人のみならず御家族の皆様のご生活を守るためにも、別紙に例をあげております具体的な取組に、御家庭での御協力をいただきますようお願いいたします。

平成24年3月14日

山口県教育委員会教育長
田 邊 恒 美

御家庭での取組の例

1 基本的な認識の確認

- 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを、家族で話し合いましょう。
- 飲酒運転を「しない、させない、許さない」ことを、家族で約束しましょう。

2 懇親会等、飲酒を伴う会合があるときの確認

- 懇親会等の飲酒を伴う会合には、可能な限り会場に車を運転して行かないよう声をかけましょう。
- 帰宅方法については、公共交通機関やタクシー、代行運転、家族による迎え等、事前によく打ち合わせておきましょう。

3 飲酒翌朝の確認

- 飲酒した翌朝の健康状態（酒臭、二日酔い等）を確認しましょう。
- 市販のアルコール検知器を活用して、日頃から呼気のチェックをするようにしましょう。
- 前夜は深夜まで飲酒した、酒臭がするなど、少しでも不安があるときは、絶対に車を運転させないようにしましょう。

4 日常の飲酒習慣の改善

- 日常的な多量の飲酒は健康に悪影響を及ぼしますので、飲酒量を減らしたり、休肝日を設けたりするなど、家族で約束をつくりましょう。
- 寝酒は睡眠の質を落としますので、お酒に頼らずリラックスして寝る工夫をしましょう。